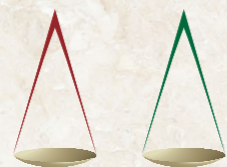


Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所は 企業・市民の皆様の様々な問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、
相互の連携により、ワンストップで対応いたします。



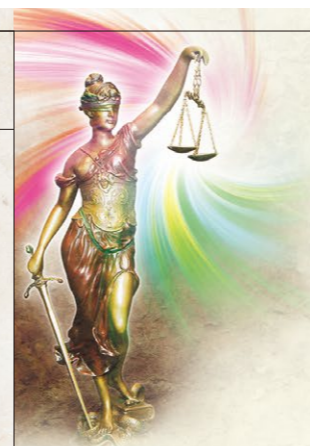
- 広島電鉄路面電車 白島電停 (徒歩1分)
- 広島高速交通アストラムライン「城北駅」 (徒歩8分)
- JR「新白島駅」 (徒歩10分)

広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F
http://www.hirosa.jp/

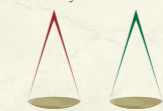
弁護士法人 広島総合法律会計事務所TEL:082-227-1100 FAX:082-227-1200
 広島総合税理士法人 広島総合公認会計士共同事務所.....TEL:082-227-1414 FAX:082-227-1122
 広島総合社会保険労務士法人.....TEL:082-227-1005 FAX:082-227-1400

★事務所受付時間 平日 9:00~18:00
(ただし、12:00~13:00はお昼休みをいただいております。)



A&A REPORT

Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所
〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル7F
http://www.hirosa.jp/

● あけましておめでとうございます

弁護士 小田 清和

本年1月から広島総合法律会計事務所の所長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

当事務所は2007年1月、城北法律会計事務所、河村総合法律事務所、藏田公認会計士事務所の3事務所を統合する形で設立。武井初代所長は、「専門性」「総合性」「継続性」の理念の下、クライアントの納得が重要であると説いて



られました。また2019年1月から大迫前所長が代表に就任され、「武井前所長の下で芽を出した幼葉の幹が太く、まっすぐに伸びるよう、支えとなりたいと考えている」との言葉どおり、これまで事務所を牽引しながら多くの後輩を育ててられました。

2011年、事務所の継続性を図るために税務部門、法律部門を法人化し、2013年には社労士部門に参加いただき、グループとしてワンストップサービスの更なる充実化を図ることになりました。その後も法務部門、税務・会計部門、社労士部門にそれぞれ資格者が新規加入し、資格者スタッフの充実も確実に進んできております。

当グループは、クライアントの相談や依頼事項に対しては納得のいく回答、解決方法を提示できるよう、その専門性・総合性を発揮し、各部門で協力して対処することで、これまでそれなりの評価を頂いているのではないかと自負しております。

また、専門性を生かしたサービスとして、クライアントに役立つセミナーを開催し、多数の方にご参加をいただいております。このセミナーの内容は、グループ内で協議し、できるだけホットで興味のあるテーマを設定し、開催方法についても参加しやすいように改善を進めているところです。

近年は重要な法律の改正がいろいろな分野で行われて

います。これは、国内だけでなく国際的な変化も激しく、これらへの急い対応が求められているということであり、我々もこれらをフォローする必要があり、なかなか気の抜けない状況が続いております。

専門分野においても、それぞれの項目が細分化されております。そのため、弁護士としても特に専門とする分野に磨きをかける必要があります。この専門分野の割り振りも意識的に検討していく時期ではなかろうかと思っています。法律という専門性の中で、更なる専門分野を磨いていくということになります。

継続性を持たせるために法人化しておりますが、現実に相談に応じ、回答をするのは、人と人との間で行われるため、人的信頼関係はどうしても必要です。そのため、当事務所ではできるだけ複数の弁護士で相談に対応できるようにしております。現在は多くの人材が中堅どころの弁護士に育っていますが、継続性ということでは、新たな弁護士の加入も必要であると思っています。事務所の仕事量との関係もあります。事務所の継続並びに発展ということで、これを課題として取り組みたいと思っております。

最後に、当グループは専門家としての立場から回答し、クライアントの皆様に的確な対応をとっていただき、また発展のために力添えさせていただけることを光栄に思っております。一方で、資格者として社会から求められていることに対しても真剣に向き合い、より良い社会の実現に向けても努力しております。今後ともスタッフ全員が誇りを持って事務所で働き、皆様のお役に立てるように努めていく所存です。

私も武井・大迫所長の意図を引き継ぎ、事務所の継続・発展のために、またクライアントの皆様のために力を尽くしたいと思っておりますので、皆様からのますますのご指導・ご鞭撻を頂きたくお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとって良きものになりますよう、祈念いたします。



● A&Aセミナー 「労働時間の管理について」

弁護士 砂本 啓介

企業において雇用する従業員の労働時間の管理は、ここ最近の継続的な課題となっていると思います。

近年、多くの事業所で36協定が締結されていますが、36協定の締結についても、適切な過半数労働組合や過半数代表と締結しなければ、後で36協定自体が無効であったという問題が生じることもあるので、注意が必要です。特に、過半数を算定するに当たり、母数となる労働者の範囲を限定して解釈してしまっている場合、過半数代表の選出方法が投票などの適切な方法がとられていない場合など、過去に無効とされた裁判例などを元に解説しました。

労働時間といっても、具体的な業務の場面ごとに、これは労働時間に当たるのかどうかということは、問題になることがあります。例えば、仕事の移動時間、職場での仮眠時間、就業前の掃除時間、業務に必要な技術習得のための研修時間など、業務に関わる様々な場面において、これは労働時間に該当するかどうかが問題になるケースがあります。

結論的には、労働時間であるかどうかは、使用者の指揮命令下にあったのかどうか重要なポイントとなりますが、具体的な事情に基づいて判断がされるため、似たような状況であっても裁判例では判断が分かれることもあります。特に使用者（上司などを含む）が明示的に従業員にそのような行動をするように指示をしていない場合であっても、その行為が業務に関連するものであり、事実上、黙認・推奨されていると判断されるような場合、黙示の指示があるので、使用者の指揮命令下にあり、労働時間であるとの認定をされるケースもあるため、留意が必要です。

更に、労働時間の管理方法についても問題となる場合があります。タイムカードや職場のPCログなどで分かりやすい労働時間管理が可能な場合は良いのですが、従業員の勤務内容でそのような管理ができない場合には、自己申告制を用いる企業もあると思います。しかし、自己申告制の場合には、従業員の申告内容と実態との整合性をその都度確認して、乖離が生じないようにしなければいけません。裁判例においては、従業員の自己申告内容が勤務実態と異なっており、そこまでの労働時間が認められない事案においても、長期間放置して申告内

容に基づく給与を支給してしまっていた場合には、既に返還請求権を放棄しているとして事後的な過払い分の給与について返還を認めなかったケースもあります。

近年、長時間労働を抑制するための方策として導入が進められてきているのが、「勤務間インターバル制度」という制度です。これは、前日の退社時間から次の出社時間までの間に一定の時間（11時間程度が推奨されています）が経過するまでは出社を認めないという制度になります。

例えば、通常、朝8時に出勤して17時が退社となる会社において、残業で退社時間が23時になったとします。そして、インターバルを11時間と設定しているのであれば、その翌日は、10時までは出社を認めないという制度になります。この場合、8時から10時までを出社したものととして扱うのか、退社時間を2時間繰り下げて19時とするのかは、制度設計次第ということになります。

従業員の過労死が疑われる場合に、このようなインターバルが守られていない働き方をしていたとすると、過労死と判定される材料の一つになる可能性があります。

また、近年、新しい働き方が広まっている職場も出てきているかと思えます。例えば、テレワークなどは、上司のいる職場で就労しないため、労働時間をどこまで管理すべきなのか、管理するとしてどのような対応をすべきなのかということも問題となります。

更に、副業や兼業も広がっているところ、異なる二つ以上の個所で勤務している従業員の労働時間をどのように管理すべきでしょうか。これについては、明確にルールが決まっているのですが、非常に計算方法が複雑なため2024年10月時点において、ルールの見直しが議論されています。暫くすると新しいルールが定められるかもしれないので、注意しておいていただくようお願いいたします。



● 年収の壁



年収の壁はいくらになっているだろうか？安易な所得制限などは設けられていないだろうか？

衆議院議員選挙が終わり、国民民主党が躍進したことで、同党が政策として掲げる年収の壁の議論が賑わいを見せています。昨年11月末の執筆時点では、政府の臨時閣議において、経済対策に盛り込まれることが決定しました。仮に103万円の壁が178万円まで上げられるとすると、およそ7兆円の予算規模になるとのこと。

所得控除の話になると、「高所得者に恩恵が出るのはおかしい」「所得制限すべきだ」みたいな声が出てきそうですが、果たしてそうなのか。確かに所得税率は累進税率で、所得が高くなるに連れて税率も高くなります。右表にて概ね300万円ごとに課税所得を区切って基礎控除が上がった場合の減税額と減税割合を計算してみました。税率が累進する以上、当然ながら高所得者ほど減税額が大きいですが、減税割合は低くなっていく。加えて現状では課税所得が2,500万円を超えると基礎控除はゼロになるので、恩恵もゼロと推定されます。

● 我が家の風景

前回寄稿させていただいた2021年の夏、第3子誕生と育児休業等について書きました。あれから3年半。3人の子どもたち（長男・長女・次男）は大きくなり、豊かな個性を発揮しています。日々の暮らしの中で、驚かされることや、教えられることが盛りだくさんです。例えば、幼稚園生だった長女が一生懸命ひらがなを勉強中だった時のことです。どうやら「い」が思い出せなかったらしく、「お父さん、『意識がない』の（い）はどうやって書くの？」と尋ねられ、言葉のチョイスに驚かされました。また小学生の長男は、最近、魚釣りにはまっており、学校から帰ったら近所の港へ釣り竿を持って出掛けています。釣果は…日々研究中ですが、釣り場の主のような釣り名人（おじいちゃん）たちに厳しく(?)指導されて覚え



税理士 横山 大地

このように所得税額控除を増額することは、一概に高所得者優遇とも言えない状況があり、そのような中で安易に所得制限などを設けて、国民間の分断を深化させるよりも、税の三原則である「公平・中立・簡素」に再度立ち返り、経済の活性化を念頭に、詳細(基礎控除の減少ラインや住民税との控除分離案、社会保険の壁はどうするのかなど)を今後詰めていただきたいものです。

基礎控除48万円の場合

所得	基礎控除	課税所得	所得税率	控除額	所得税額
3,000,000	480,000	2,520,000	10.0%	97,500	154,500
6,000,000	480,000	5,520,000	20.0%	427,500	676,500
9,000,000	480,000	8,520,000	23.0%	636,000	1,323,600
12,000,000	480,000	11,520,000	33.0%	1,536,000	2,265,600
15,000,000	480,000	14,520,000	33.0%	1,536,000	3,255,600
18,000,000	480,000	17,520,000	33.0%	1,536,000	4,245,600
21,000,000	480,000	20,520,000	40.0%	2,796,000	5,412,000
25,000,000	160,000	24,840,000	40.0%	2,796,000	7,140,000
30,000,000	0	30,000,000	40.0%	2,796,000	9,204,000

基礎控除123万円(+75万円)の場合

所得	基礎控除	課税所得	所得税率	控除額	所得税額	減税額	減税割合
3,000,000	1,230,000	1,770,000	5.0%	0	88,500	-88,500	-42.72%
6,000,000	1,230,000	4,770,000	20.0%	427,500	526,500	-150,000	-28.17%
9,000,000	1,230,000	7,770,000	23.0%	636,000	1,151,100	-172,500	-13.03%
12,000,000	1,230,000	10,770,000	33.0%	1,536,000	2,018,100	-247,500	-10.92%
15,000,000	1,230,000	13,770,000	33.0%	1,536,000	3,008,100	-247,500	-7.60%
18,000,000	1,230,000	16,770,000	33.0%	1,536,000	3,998,100	-247,500	-5.83%
21,000,000	1,230,000	19,770,000	40.0%	2,796,000	5,112,000	-300,000	-5.54%
25,000,000	910,000	24,090,000	40.0%	2,796,000	6,840,000	-300,000	-4.20%
30,000,000	0	30,000,000	40.0%	2,796,000	9,204,000	0	0.00%

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

社会保険労務士 小山 儀典

たことを、釣りに疎い私に上から目線でレクチャーしてくれます。一番下の息子も3歳になり、少しずつこだわりが出てきています。お風呂に入るときには、髪が濡れて髪型が崩れるのが嫌なようです。最近は櫛で整えることを覚えたようで、お気に入りの髪型に整えています。毎回ピッチリ七・三分けです。なぜその髪型？と思うのですが、本人は鏡を見ながら大満足なので、それはそれで良いのかなと思っています。仕事を終えて家に帰ると、日々、いろいろなことが起こっているの、私にとっては良いリラックスタイムになっています。

4月と10月には育児介護休業法の法改正があり、育児や介護へのサポートが今まで以上に充実します。その分、会社も規程の変更や体制整備などが必要になりますので、早めにご準備ください。

本年も一層賑やかになりそうな我が家ですが、そこでリラックスした分、日々の業務に全力で取り組みますので、どうぞよろしくお願いたします。